

放課後児童クラブ事業運営委員会運営要領

1 趣旨

この要領は、放課後児童クラブ事業の円滑な運営を図るために設置する運営委員会について、必要な事項を定めるものとする。

2 運営委員会の構成

運営委員会は、次の者をもって構成する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 児童の保護者を代表する者 | 3～6名 |
| (2) P T A会長 | 1名 |
| (3) 放課後児童クラブ事業主管課 | 1名 |
| (4) 当該小学校長 | 1名 |

3 役員

運営委員会に次の役員を置き、児童の保護者を代表する者の中から互選する。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 必要に応じて1～2名 |
- 委員長は、運営委員会を統括し、会議の議長になる。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故のあるときは職務を代行する。

4 運営委員会の役割

放課後児童クラブ事業を遂行する上で、運営上必要な事項について協議する。

5 会議

運営委員会の会議は、委員長と放課後児童クラブ事業主管課が協議し、委員長が招集する。

6 庶務

運営委員会の庶務は、放課後児童クラブ事業支援員が行う。

附則

この要領は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2003（平成15）年4月1日から施行する。